ストーカー行為等の規制等に関する事務取扱規程

平成29年７月14日本部訓令第17号

（最近改正　令和４年３月30日本部訓令第15号）

ストーカー行為等の規制等に関する事務取扱規程（平成25年大阪府警察本部訓令第32号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第７条）

第２章　相談の受理等（第８条・第９条）

第３章　警告（第10条―第16条）

第４章　禁止命令等（第17条―第22条）

第５章　緊急禁止命令等（第23条―第29条）

第６章　禁止命令等有効期間延長処分（第30条―第35条）

第７章　援助（第36条・第37条）

第８章　ストーカー被害者連絡（第38条―第40条）

第９章　雑則（第41条―第47条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号。以下「規則」という。）に基づく事務のうち、警察署長（以下「署長」という。）が行う事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（ストーカー事案対応の基本原則）

第２条　署長は、ストーカー事案の取扱いに当たっては、さらなる被害を防止するため、警察本部の関係所属との連携及び警察署の関係各課（係）の相互の連携を密にし、関係法令の積極的な適用を検討する等、迅速かつ適切な対応に努め、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の相手方及び親族等の生命及び身体の安全の確保を最優先しなければならない。

（定義）

第３条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　つきまとい等　法第２条第１項に規定するつきまとい等をいう。

(２)　位置情報無承諾取得等　法第２条第３項に規定する位置情報無承諾取得等をいう。

(３)　警告　法第４条第２項に規定する警告をいう。

(４)　禁止命令等　法第５条第２項に規定する禁止命令等をいう。

(５)　緊急禁止命令等　法第５条第３項前段の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わないでする緊急時の禁止命令等をいう。

(６)　禁止命令等有効期間延長処分　法第５条第９項の規定により禁止命令等の有効期間を延長する処分をいう。

(７)　ストーカー行為等　法第６条に規定するストーカー行為等をいう。

(８)　ストーカー事案　つきまとい等又は位置情報無承諾取得等に係る事案をいう。

（調査責任者）

第４条　警察署に調査責任者を置く。

２　調査責任者は、生活安全課長（生活安全刑事課長を含む。）をもって充てる。

３　調査責任者は、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等に関する相談（以下「相談」という。）の受理等、警告、禁止命令等、緊急禁止命令等、禁止命令等有効期間延長処分、第36条に規定する援助、第38条に規定するストーカー被害者連絡等の事務（以下「相談等に関する事務」という。）を統括管理するものとする。

（調査担当者）

第５条　警察署に調査担当者を置く。

２　調査担当者は、署長が生活安全課員（生活安全刑事課員を含む。以下同じ。）のうちから指名するものとする。

３　調査担当者は、調査責任者の指揮を受け、相談等に関する事務の処理に当たるものとする。

（事務処理の補助）

第６条　署長は、必要により、生活安全課員以外の者に相談等に関する事務の処理の一部を補助させることができる。

（ストーカー事案処理経過簿の備付け）

第７条　署長は、ストーカー事案処理経過簿（別記様式第１号。以下「処理経過簿」という。）を備え付け、調査責任者又は調査担当者（以下「調査責任者等」という。）に相談等に関する事務を処理した都度、その経過を記載させるものとする。

２　生活安全総務課長は、処理経過簿を備え付け、次条第３項に規定する手続が行われた相談について、生活安全総務課員のうちから指名する者に当該相談の処理経過を記載させるものとする。

第２章　相談の受理等

（相談の受理）

第８条　署長は、大阪府警察広聴相談取扱規程（平成13年大阪府警察本部訓令第21号。以下「相談規程」という。）第11条の規定により相談を受理したときは、相談規程第12条及び第13条第４号に規定する手続を行った上、調査責任者等にストーカー事案管理簿（別記様式第２号。以下「管理簿」という。）に必要事項を記載させるとともに、第47条第２項の規定により速やかに生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。

２　署長は、前項の規定により受理した相談について、当該相談が他の警察署の管轄区域内に住所を有する者からのものであるとき又は生活安全部長が相談内容その他の事情を勘案して他の署長が処理することが適当と認めたときは、同項の規定により生活安全部長に報告した後、当該相談を行った者（以下「相談者」という。）の住所の所在地を管轄する署長又は当該相談を処理すべき署長にストーカー事案相談カード（相談規程別記様式第３号。以下「相談カード」という。）の写しを送付するものとする。

３　生活安全総務課長は、警察本部の所属、警察学校、方面本部、組織犯罪対策本部又は犯罪対策戦略本部において相談規程第11条の規定により受理され、相談規程第12条及び第13条第３号に規定する手続が行われた相談について、前条第２項の規定により指名した者に管理簿に必要な事項を記載させるとともに、第47条第２項の規定により速やかに生活安全部長に報告し、相談者の住所の所在地を管轄する署長又は当該相談を処理すべき署長に相談カードの写しを送付するものとする。

４　署長は、第２項又は前項の規定により相談カードの写しの送付を受けたときは、相談規程第12条及び第13条第４号に規定する手続を行った上、調査責任者等に管理簿に必要事項を記載させるとともに、第47条第２項の規定により速やかに生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。

（相談受理後の調査等）

第９条　署長は、相談規程第11条の規定により受理した相談が自署の管轄区域内に住所を有する者からのものであるとき又は前条第２項若しくは第３項の規定により相談カードの写しの送付を受けたときは、調査責任者等に必要な調査を行わせるものとする。

２　調査責任者等は、前項の規定により調査を行ったときは、調査等報告書（別記様式第３号）により署長に報告するものとする。

３　前条第１項又は第４項の規定により生活安全部長に報告した相談について、当該相談を受理したときの内容を変更し、又は追加する事項を把握したときは、その都度、第47条第２項の規定により生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。

第３章　警告

（警告に係る事案関係地が自署管内にある場合の警告の申出の受理等）

第10条　署長は、警告の申出を受けた場合において、警告の申出をした者の住所若しくは居所（以下「住所等」という。）若しくは法第３条の規定に違反する行為（以下「法第３条違反行為」という。）を行った者（以下「行為者」という。）の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該法第３条違反行為が行われた場所（以下「警告に係る事案関係地」という。）が自署の管轄区域内にあるときは、当該警告の申出をした者に警告申出書（規則別記様式第１号）を提出させた上、当該申出を受理するとともに、その旨を生活安全総務課長に通報するものとする。

２　署長は、前項の規定により警告の申出を受理したときは、調査責任者等に処理経過簿及びストーカー事案申出受理簿（別記様式第４号。以下「申出受理簿」という。）に必要事項を記載させるものとする。

３　生活安全総務課長は、第１項の規定による通報を受けたときは、当該警告に係る事案関係地（他の都道府県警察（以下「他府県警察」という。）の管轄区域内にある場合を除く。）を管轄する署長と協議の上、当該警告の主体（警告の主体が大阪府警察本部長となるときは、当該警告に係る事務を処理する署長を含む。次項並びに第11条第３項及び第４項において同じ。）を決定するものとする。

４　生活安全総務課長は、第１項の規定による通報を受けた場合において、警告に係る事案関係地が他府県警察の管轄区域内にもあるときは、当該他府県警察の本部のストーカー事案を担当する所属の長（以下「他府県警察の担当所属長」という。）及び当該警告に係る事案関係地を管轄する大阪府内の署長と協議の上、当該警告の主体を決定するものとする。

５　署長は、第１項の規定により警告の申出を受理した場合において、大阪府警察本部長が警告を行うときは当該警告に係る事務を処理する署長（自らが該当する場合を除く。）に、大阪府内の他の署長が警告を行うときは当該他の署長に関係資料送付書（別記様式第５号）により警告申出書及びその他の関係書類の写しを送付するとともに、当該警告の申出をした者にその旨を通知するものとする。

６　署長は、第１項の規定により警告の申出を受理した場合において、他府県警察において警告を行うときは、生活安全総務課長を経由して当該他府県警察の担当所属長に、関係資料送付書により警告申出書その他の関係書類を送付するとともに、当該警告の申出をした者にその旨を通知するものとする。この場合において、当該警告に係る事案関係地を管轄する大阪府内の署長は、必要により他府県警察と協力するものとする。

７　生活安全総務課長は、他府県警察の担当所属長から警告の主体について協議したい旨の連絡を受けたときは、警告に係る事案関係地を管轄する大阪府内の署長と協議の上、当該警告の主体（警告の主体が大阪府警察本部長となるときは、当該警告に係る事務を処理する署長を含む。）を決定するものとする。

８　生活安全総務課長は、前項の規定により連絡を受けた場合において、大阪府警察本部長が警告の主体となることと決定したときは当該警告に係る事務を処理する署長に、大阪府内の署長が警告の主体となることと決定したときは当該大阪府内の署長に関係資料送付書により警告申出書及びその他の関係書類の写しを送付するものとする。

９　署長は、第５項又は前項の規定により警告申出書及びその他の関係書類の写しの送付を受けたときは、調査責任者等に処理経過簿及び申出受理簿に必要事項を記載させるものとする。

10　署長は、第３項、第４項又は第７項の規定により警告の主体となったときは、調査責任者等に事情聴取を行う等の必要な調査（以下「事情聴取等の調査」という。）を行わせた上、その結果を生活安全総務課長に通報するものとする。この場合において、法第３条違反行為を認知し、警告を行う必要があると認めるときは、調査責任者等に警告審査票（別記様式第６号）を作成させるものとする。

11　署長は、前項の規定により作成した警告審査票その他の関係書類の写しにより速やかに生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。

（警告に係る事案関係地が他署管内である場合の警告の申出の受理等）

第11条　署長は、警告の申出を受けた場合において、警告に係る事案関係地が自署の管轄区域内になく、大阪府内の他の警察署の管轄区域内にあるときは、当該警告の申出をした者に大阪府警察本部長宛ての警告申出書を提出させた上、当該申出を受理するとともに、その旨を生活安全総務課長に通報するものとする。

２　署長は、前項の規定により警告の申出を受理したときは、調査責任者等に処理経過簿及び申出受理簿に必要事項を記載させるものとする。

３　生活安全総務課長は、第１項の規定による通報を受けたときは、当該警告に係る事案関係地（他府県警察の管轄区域内にある場合を除く。）を管轄する署長と協議の上、当該警告の主体を決定するものとする。

４　生活安全総務課長は、第１項の規定による通報を受けた場合において、当該警告に係る事案関係地が他府県警察の管轄区域内にもあるときは、当該他府県警察の担当所属長及び当該警告に係る事案関係地を管轄する大阪府内の署長と協議の上、当該警告の主体を決定するものとする。

５　生活安全総務課長は、前２項の規定により警告の主体を決定したときは、当該警告の申出を受理した署長にその旨を通知するものとする。

６　署長は、第１項の規定により警告の申出を受理した場合において、大阪府警察本部長が警告を行うときは当該警告に係る事務を処理する署長に、大阪府内の他の署長が警告を行うときは当該他の署長に関係資料送付書により警告申出書及びその他の関係書類の写しを送付するとともに、当該警告の申出をした者にその旨を通知するものとする。

７　署長は、第１項の規定により警告の申出を受理した場合において、他府県警察において警告を行うときは、生活安全総務課長を経由して当該他府県警察の担当所属長に、関係資料送付書により警告申出書その他の関係書類を送付するとともに、当該警告の申出をした者にその旨を通知するものとする。この場合において、当該警告に係る事案関係地を管轄する大阪府内の署長は、必要により他府県警察と協力するものとする。

８　署長は、第６項の規定により警告申出書及びその他の関係書類の写しの送付を受けたときは、調査責任者等に処理経過簿及び申出受理簿に必要事項を記載させるものとする。

９　前条第10項及び第11項の規定は、第３項又は第４項の規定により警告の主体となった場合について準用する。この場合において、前条第10項中「第３項、第４項又は第７項」とあるのは「第11条第３項又は第４項」と、同条第11項中「前項」とあるのは「第10条第10項」と読み替えるものとする。

（警告に係る事案関係地が大阪府内にない場合の措置）

第12条　署長は、警告の申出を受けた場合において、警告に係る事案関係地が大阪府内にないときは、速やかに生活安全総務課長に通報するものとする。

２　生活安全総務課長は、前項の規定による通報を受けたときは、当該警告に係る事案関係地を管轄する他府県警察の担当所属長に連絡し、当該他府県警察の警告の申出先、担当者の氏名等を確認の上、当該警告の申出を受けた署長に通知するものとする。

３　署長は、前項の規定による通知を受けたときは、当該警告の申出をした者に対し、他府県警察が警告の申出を受理する旨を説明し、当該他府県警察の警告の申出先、担当者の氏名等を教示するものとする。

（事情聴取）

第13条　調査責任者等は、第10条第10項前段（第11条第９項において準用する場合を含む。）、第17条第６項前段、第18条第10項前段、第23条第３項、第24条第10項前段（第25条第９項において準用する場合を含む。）、第30条第７項前段及び第31条第９項前段の規定により法第３条違反行為の相手方等に対する事情聴取を行うに当たっては、事情聴取書（別記様式第７号）を作成し、署長に報告するものとする。

２　調査責任者等は、電話により事情聴取を行った場合その他やむを得ない事情により事情聴取書を作成することができない場合は、調査等報告書を作成し、署長に報告するものとする。

（警告の実施）

第14条　署長は、警告の実施を決定したときは、警告書（規則別記様式第２号）を作成するとともに、調査責任者等に警告書等管理簿（別記様式第８号）に必要事項を記載させるものとする。

２　生活安全総務課長は、大阪府警察本部長が警告の実施を決定したときは、生活安全総務課員のうちから指名する者に警告書等管理簿に必要事項を記載させ、当該警告に係る事務を処理する署長に警告書を送付するものとする。

３　署長は、警告を行うときは、行為者に警告を行う理由を説明した上、速やかに警告書を手交して行うものとする。

４　署長は、緊急を要し、警告書を手交するいとまがないときは、規則第２条第２項の規定により口頭で警告を行うことができる。この場合において、当該警告の主体が大阪府警察本部長であるときは、生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告の上、行うものとする。

５　署長は、口頭で警告を行ったときは、できる限り速やかに当該警告を受けた行為者に警告書を手交するものとする。

６　署長は、やむを得ない事情により行為者に警告書を手交することができないときは、配達証明郵便により送達するものとする。この場合において、警告の主体が大阪府警察本部長であるときは、生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告の上、送達するものとする。

７　調査責任者等は、警告書を手交するときは、受領確認書（別記様式第９号）を徴するとともに、行為者の弁解等を聴取して事情聴取書を作成するものとする。ただし、行為者が警告書の受領若しくは受領確認書の作成を拒み、又は事情聴取書を作成することができなかったときは、調査等報告書を作成し、その経過を記録しておくものとする。

（警告実施後の措置）

第15条　署長は、警告を行ったときは処理経過簿及び警告書等管理簿に、前条第２項の規定による送付を受けた警告書を交付したときは処理経過簿に調査責任者等に必要事項を記載させるとともに、速やかに生活安全総務課長に電話により連絡の上、警告等実施（交付）結果報告書（別記様式第10号）により生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。

２　署長は、警告書を交付したときは、その内容及び日時を速やかに警告の申出をした者に通知するものとする。この場合において、当該警告の申出をした者から書面による通知を求められたときは、第37条の規定に準じて書面を交付するものとする。

３　署長は、前項前段の規定により警告の申出をした者に通知したときは、調査責任者等に処理経過簿に必要事項を記載させるものとする。

４　署長は、警告書を交付した場合において、警告に係る事案関係地が他の警察署の管轄区域内にもあるときは、当該他の警察署の署長に警告書を交付したことを通報し、情報の共有を図るものとする。

（警告を行わない場合の措置）

第16条　署長は、警告を行わないことを決定したときは、その旨及びその理由を記載した通知書（規則別記様式第３号）を作成するものとする。

２　生活安全総務課長は、大阪府警察本部長が警告を行わないことを決定したときは、通知書（規則別記様式第３号）を当該警告に係る事務を処理する署長に送付するものとする。

３　署長は、第１項の規定により通知書を作成し、又は前項の規定により通知書の送付を受けたときは、当該通知書を当該警告の申出をした者に交付するものとする。

４　署長は、前項の規定により通知書を交付したときは、生活安全総務課長に通報した上、調査責任者等に処理経過簿に必要事項を記載させるものとする。

第４章　禁止命令等

（職権による禁止命令等の措置）

第17条　署長は、法第３条違反行為を認知した場合（禁止命令等の申出を受けて認知した場合を除く。）において、禁止命令等の必要があると認めるときは、調査責任者等に認知した状況等についての調査等報告書を作成させた上、その旨を速やかに生活安全総務課長に通報するものとする。

２　生活安全総務課長は、前項の規定による通報を受けたときは、禁止命令等に係る法第３条違反行為の相手方の住所等若しくは行為者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該法第３条違反行為が行われた場所（以下「禁止命令等に係る事案関係地」という。）（他府県警察の管轄区域内にある場合を除く。）を管轄する署長と協議の上、当該禁止命令等に係る事務を処理する署長を決定するものとする。

３　生活安全総務課長は、第１項の規定による通報を受けた場合において、禁止命令等に係る事案関係地が他府県警察の管轄区域内にもあるときは、当該他府県警察の担当所属長及び当該禁止命令等に係る事案関係地を管轄する大阪府内の署長と協議の上、当該禁止命令等の主体（禁止命令等の主体が大阪府警察本部長となるときは、当該禁止命令等に係る事務を処理する署長を含む。次条第４項において同じ。）を決定するものとする。

４　署長は、前２項の規定により大阪府内の他の署長が禁止命令等に係る事務を処理することと決定したときは、当該他の署長に調査等報告書その他の関係書類の写しを送付するとともに、当該禁止命令等に係る法第３条行為違反の相手方にその旨を通知するものとする。

５　署長は、第３項の規定により他府県警察において禁止命令等を行うことが決定したときは、生活安全総務課長を経由して、当該他府県警察の担当所属長に関係資料送付書により調査等報告書その他の関係書類を送付するとともに、当該禁止命令等に係る法第３条違反行為の相手方にその旨を通知するものとする。この場合において、当該禁止命令等に係る事案関係地を管轄する大阪府内の署長は、必要により他府県警察と協力するものとする。

６　署長は、第２項又は第３項の規定により禁止命令等に係る事務を処理することが決定したときは、調査責任者等に処理経過簿に必要事項を記載させ、事情聴取等の調査を行わせた上、その結果を生活安全総務課長に通報するものとする。この場合において、禁止命令等を行う必要があると認めるときは、調査責任者等に総括報告書（別記様式第11号）を作成させた上、当該総括報告書その他の関係書類の写しにより速やかに生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。

（申出による禁止命令等の措置）

第18条　署長は、禁止命令等の申出を受けた場合において、禁止命令等に係る事案関係地が大阪府内にあるときは、当該禁止命令等の申出をした者に禁止命令等申出書（規則別記様式第４号）を提出させるとともに、その旨を生活安全総務課長に通報した上、当該申出を受理するものとする。

２　署長は、前項の規定により禁止命令等の申出を受理したときは、調査責任者等に処理経過簿及び申出受理簿に必要事項を記載させるものとする。

３　生活安全総務課長は、第１項の規定による通報を受けたときは、当該禁止命令等に係る事案関係地（他府県警察の管轄区域内にある場合を除く。）を管轄する署長と協議の上、当該禁止命令等に係る事務を処理する署長を決定するものとする。

４　生活安全総務課長は、第１項の規定による通報を受けた場合において、禁止命令等に係る事案関係地が他府県警察の管轄区域内にもあるときは、当該他府県警察の担当所属長及び当該禁止命令等に係る事案関係地を管轄する大阪府内の署長と協議の上、当該禁止命令等の主体を決定するものとする。

５　署長は、第１項の規定により禁止命令等の申出を受理した場合において、大阪府内の他の署長が当該禁止命令等に係る事務を処理するときは、当該他の署長に関係資料送付書により禁止命令等申出書及びその他の関係書類の写しを送付するとともに、当該禁止命令等の申出をした者にその旨を通知するものとする。

６　署長は、第１項の規定により禁止命令等の申出を受理した場合において、他府県警察において禁止命令等を行うときは、生活安全総務課長を経由して当該他府県警察の担当所属長に、関係資料送付書により禁止命令等申出書及びその他の関係書類を送付するとともに、当該禁止命令等の申出をした者にその旨を通知するものとする。この場合において、当該禁止命令等に係る事案関係地を管轄する大阪府内の署長は、必要により他府県警察と協力するものとする。

７　生活安全総務課長は、他府県警察の担当所属長から禁止命令等の主体について協議したい旨の連絡を受けたときは、禁止命令等に係る事案関係地を管轄する大阪府内の署長と協議の上、当該禁止命令等の主体（禁止命令等の主体が大阪府警察本部長となるときは、当該禁止命令等に係る事務を処理する署長を含む。）を決定するものとする。

８　生活安全総務課長は、前項の規定により連絡を受けた場合において、大阪府警察本部長が禁止命令等の主体となることと決定したときは、当該禁止命令等に係る事務を処理する署長に関係資料送付書により禁止命令等申出書及びその他の関係書類の写しを送付するものとする。

９　署長は、第５項又は前項の規定により禁止命令等申出書及びその他の関係書類の写しの送付を受けたときは、調査責任者等に処理経過簿及び申出受理簿に必要事項を記載させるものとする。

10　署長は、第３項、第４項又は第７項の規定により禁止命令等に係る事務を処理することと決定したときは、調査責任者等に事情聴取等の調査を行わせた上、その結果を生活安全総務課長に通報するものとする。この場合において、法第３条違反行為を認知し、禁止命令等を行う必要があると認めるときは、調査責任者等に総括報告書を作成させるものとする。

11　署長は、前項後段の規定により作成した総括報告書その他の関係書類の写しにより速やかに生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。

（禁止命令等に係る事案関係地が大阪府内にない場合の措置）

第19条　署長は、禁止命令等の申出を受けた場合において、禁止命令等に係る事案関係地が大阪府内にないときは、速やかに生活安全総務課長に通報するものとする。

２　生活安全総務課長は、前項の規定による通報を受けたときは、当該禁止命令等に係る事案関係地を管轄する他府県警察の担当所属長に連絡し、当該他府県警察の禁止命令等の申出先、担当者の氏名等を確認の上、当該禁止命令等の申出を受けた署長に通知するものとする。

３　署長は、前項の規定による通知を受けたときは、当該禁止命令等の申出をした者に対し、他府県警察が禁止命令等の申出を受理する旨を説明し、当該他府県警察の禁止命令等の申出先、担当者の氏名等を教示するものとする。

（禁止命令等の実施）

第20条　生活安全総務課長は、大阪府警察本部長が禁止命令等の処分を決定したときは、生活安全総務課員のうちから指名する者に警告書等管理簿に必要事項を記載させ、禁止命令等に係る事務を処理する署長に禁止等命令書（規則別記様式第８号）を送付するものとする。

２　署長は、前項の規定により禁止等命令書の送付を受けたときは、当該禁止等命令書を速やかに行為者に手交するものとする。

３　署長は、第１項に規定する場合において、緊急を要し、禁止等命令書を交付するいとまがないときは、生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告した上、法第５条第11項の規定により口頭で禁止命令等を行うものとする。

４　署長は、口頭で禁止命令等を行ったときは、できる限り速やかに当該禁止命令等を受けた行為者に禁止等命令書を交付するものとする。

５　署長は、第１項の規定により禁止等命令書の送付を受けた場合において、行為者に禁止等命令書を手交しないで送達する差し迫った必要を認めたときは、生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告の上、補充送達（送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合に、その使用人その他の従業員又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるもの（以下単に「相当のわきまえのある者」という。）に書類を交付する行為をいう。以下同じ。）又は差置送達（行為者若しくは相当のわきまえのある者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が相当な理由なく受領を拒んだ場合に、送達すべき場所に書類を差し置き、交付する行為をいう。以下同じ。）により禁止等命令書を交付するものとする。

６　署長は、やむを得ない事情により第２項及び前２項の規定により禁止等命令書を交付することができないときは、生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告の上、配達証明郵便により送達するものとする。

７　署長は、行為者が所在不明であり、第２項及び前３項の規定により禁止等命令書を送達することができないときは、当該禁止等命令書を生活安全総務課に送付するとともに、大阪府公安委員会が公示送達の必要性を判断するため、その経過を調査等報告書等により生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。

８　第14条第７項の規定は、禁止等命令書を手交する場合について準用する。この場合において、同項中「警告書」とあるのは「禁止等命令書」と読み替えるものとする。

（禁止命令等実施後の措置）

第21条　署長は、禁止等命令書の交付又は配達証明郵便による送達（以下「禁止等命令書の交付等」という。）を実施したときは、調査責任者等に処理経過簿に必要事項を記載させるとともに、速やかに生活安全総務課長に電話により連絡の上、警告等実施（交付）結果報告書により生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。

２　署長は、生活安全総務課長から法第５条第14項の規定により送達があったとみなす旨の通知又は公示送達の実施後に禁止等命令書を交付した旨の通知を受けたときは、調査責任者等に処理経過簿に必要事項を記載させるものとする。

３　署長は、禁止等命令書の交付等を実施し、又は前項の通知を受けたときは、その内容及び日時を速やかに禁止命令等に係る法第３条違反行為の相手方に通知するものとする。この場合において、当該相手方から書面による通知を求められたときは、第37条の規定に準じて書面を交付するものとする。

４　署長は、前項前段の規定により法第３条違反行為の相手方に通知したときは、調査責任者等に処理経過簿に必要事項を記載させるものとする。

５　署長は、禁止等命令書の交付等を実施した場合において、禁止命令等に係る事案関係地が他の警察署の管轄区域内にもあるときは、当該他の警察署の署長に禁止命令等を行ったことを通報し、情報の共有を図るものとする。

６　署長は、前条第７項の場合において、その後の調査等により行為者の所在が判明したときは、生活安全総務課長に通報するものとする。

７　生活安全総務課長は、前項による通報を受けたときは、禁止等命令書を前条第７項の規定により送付した署長に送付するものとする。

８　前条第２項から第６項まで及び第８項の規定は、前項の規定により禁止等命令書の送付を受けた場合について準用する。この場合において、同条第２項中「前項」とあるのは「第21条７項」と、同条第３項中「第１項に規定する場合」とあるのは「第21条第６項の場合」と、同条第５項中「第１項」とあるのは「第21条第７項」と読み替えるものとする。

（禁止命令等を行わない場合の措置）

第22条　生活安全総務課長は、大阪府警察本部長が禁止命令等を行わないことを決定したときは、当該禁止命令等に係る事務を処理する署長に通知書（規則別記様式第５号）を送付するものとする。

２　署長は、前項の規定により通知書の送付を受けたときは、当該通知書を当該禁止命令等の申出をした者に交付するものとする。

３　署長は、前項の規定により通知書を交付したときは、生活安全総務課長に通報した上、調査責任者等に処理経過簿に必要事項を記載させるものとする。

第５章　緊急禁止命令等

（職権による緊急禁止命令等の措置）

第23条　署長は、管轄する区域内で法第３条違反行為を認知した場合（緊急禁止命令等の申出を受けて認知した場合を除く。）において、緊急禁止命令等の必要があると認めるときは、調査責任者等に認知した状況等についての調査等報告書を作成させた上、その旨を速やかに生活安全総務課長に通報するものとする。

２　生活安全総務課長は、前項の規定による通報を受けたときは、法第３条違反行為を認知した署長と協議の上、当該緊急禁止命令等の主体を決定するものとする。この場合において、大阪府警察本部長が緊急禁止命令等の主体となることと決定したときは、当該署長が当該緊急禁止命令等に係る事務を処理するものとする。

３　署長は、第１項の規定による通報を行ったときは、調査責任者等に処理経過簿へ必要事項を記載させ、事情聴取等の調査を行わせるとともに、総括報告書を作成させた上、当該総括報告書その他の関係書類の写しにより速やかに生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。

（緊急禁止命令等に係る事案関係地が自署管内にある場合の緊急禁止命令等の申出の受理等）

第24条　署長は、緊急禁止命令等の申出を受けた場合において、緊急禁止命令等の申出をした者の住所等若しくは行為者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該申出に係る法第３条違反行為が行われた場所（以下「緊急禁止命令等に係る事案関係地」という。）が自署の管轄区域内にあるときは、当該緊急禁止命令等の申出をした者に禁止命令等申出書を提出させた上、当該申出を受理するとともに、その旨を生活安全総務課長に通報するものとする。

２　署長は、前項の規定により緊急禁止命令等の申出を受理したときは、調査責任者等に処理経過簿及び申出受理簿に必要事項を記載させるものとする。

３　生活安全総務課長は、第１項の規定による通報を受けたときは、当該緊急禁止命令等に係る事案関係地（他府県警察の管轄区域内にある場合を除く。）を管轄する署長と協議の上、当該緊急禁止命令等の主体（緊急禁止命令等の主体が大阪府警察本部長となるときは、当該緊急禁止命令等に係る事務を処理する署長を含む。次項並びに第25条第３項及び第４項において同じ。）を決定するものとする。

４　生活安全総務課長は、第１項の規定による通報を受けた場合において、緊急禁止命令等に係る事案関係地が他府県警察の管轄区域内にもあるときは、当該他府県警察の担当所属長及び当該禁止命令等に係る事案関係地を管轄する大阪府内の署長と協議の上、当該緊急禁止命令等の主体を決定するものとする。

５　署長は、第１項の規定により緊急禁止命令等の申出を受理した場合において、大阪府警察本部長が緊急禁止命令等を行うときは当該緊急禁止命令等に係る事務を処理する署長（自らが該当する場合を除く。）に、大阪府内の他の署長が緊急禁止命令等を行うときは当該他の署長に関係資料送付書により禁止命令等申出書及びその他の関係書類の写しを送付するとともに、当該緊急禁止命令等の申出をした者にその旨を通知するものとする。

６　署長は、第１項の規定により緊急禁止命令等の申出を受理した場合において、他府県警察において緊急禁止命令等を行うときは、生活安全総務課長を経由して当該他府県警察の担当所属長に、関係資料送付書により禁止命令等申出書その他の関係書類を送付するとともに、当該緊急禁止命令等の申出をした者にその旨を通知するものとする。この場合において、当該緊急禁止命令等に係る事案関係地を管轄する大阪府内の署長は、必要により他府県警察と協力するものとする。

７　生活安全総務課長は、他府県警察の担当所属長から緊急禁止命令等の主体について協議したい旨の連絡を受けたときは、緊急禁止命令等に係る事案関係地を管轄する大阪府内の署長と協議の上、当該緊急禁止命令等の主体（緊急禁止命令等の主体が大阪府警察本部長となるときは、当該緊急禁止命令等に係る事務を処理する署長を含む。）を決定するものとする。

８　生活安全総務課長は、前項の規定により連絡を受けた場合において、大阪府警察本部長が緊急禁止命令等の主体となることと決定したときは当該緊急禁止命令等に係る事務を処理する署長に、大阪府内の署長が緊急禁止命令等の主体となることと決定したときは当該大阪府内の署長に関係資料送付書により禁止命令等申出書及びその他の関係書類の写しを送付するものとする。

９　署長は、第５項又は前項の規定により禁止命令等申出書及びその他の関係書類の写しの送付を受けたときは、調査責任者等に処理経過簿及び申出受理簿に必要事項を記載させるものとする。

10　署長は、第３項、第４項又は第７項の規定により緊急禁止命令等の主体となったときは、調査責任者等に事情聴取等の調査を行わせた上、その結果を生活安全総務課長に通報するものとする。この場合において、法第３条違反行為を認知し、緊急禁止命令等を行う必要があると認めるときは、調査責任者等に総括報告書を作成させるものとする。

11　署長は、前項後段の規定により作成した総括報告書その他の関係書類の写しにより速やかに生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。

（緊急禁止命令等に係る事案関係地が他署管内である場合の緊急禁止命令等の申出の受理等）

第25条　署長は、緊急禁止命令等の申出を受けた場合において、緊急禁止命令等に係る事案関係地が自署の管轄区域内になく、大阪府内の他の警察署の管轄区域内にあるときは、当該緊急禁止命令等の申出をした者に大阪府警察本部長宛ての禁止命令等申出書を提出させた上、当該申出を受理するとともに、その旨を生活安全総務課長に通報するものとする。

２　署長は、前項の規定により緊急禁止命令等の申出を受理したときは、調査責任者等に処理経過簿及び申出受理簿に必要事項を記載させるものとする。

３　生活安全総務課長は、第１項の規定による通報を受けたときは、当該緊急禁止命令等に係る事案関係地（他府県警察の管轄区域内にある場合を除く。）を管轄する署長と協議の上、当該緊急禁止命令等の主体を決定するものとする。

４　生活安全総務課長は、第１項の規定による通報を受けた場合において、当該緊急禁止命令等に係る事案関係地が他府県警察の管轄区域内にもあるときは、当該他府県警察の担当所属長及び当該緊急禁止命令等に係る事案関係地を管轄する大阪府内の署長と協議の上、当該緊急禁止命令等の主体を決定するものとする。

５　生活安全総務課長は、前２項の規定により緊急禁止命令等の主体を決定したときは、当該緊急禁止命令等の申出を受理した署長にその旨を通知するものとする。

６　署長は、第１項の規定により緊急禁止命令等の申出を受理した場合において、大阪府警察本部長が緊急禁止命令等を行うときは当該緊急禁止命令等に係る事務を処理する署長に、大阪府内の他の署長が緊急禁止命令等を行うときは当該他の署長に関係資料送付書により禁止命令等申出書及びその他の関係書類の写しを送付するとともに、緊急禁止命令等の申出をした者にその旨を通知するものとする。

７　署長は、第１項の規定により緊急禁止命令等の申出を受理した場合において、他府県警察において緊急禁止命令等を行うときは、生活安全総務課長を経由して当該他府県警察の担当所属長に、関係資料送付書により禁止命令等申出書その他の関係書類を送付するとともに、当該緊急禁止命令等の申出をした者にその旨を通知するものとする。この場合において、当該緊急禁止命令等に係る事案関係地を管轄する大阪府内の署長は、必要により他府県警察と協力するものとする。

８　署長は、第６項の規定により禁止命令等申出書及びその他の関係書類の写しの送付を受けたときは、調査責任者等に処理経過簿及び申出受理簿に必要事項を記載させるものとする。

９　前条第10項及び第11項の規定は、第３項又は第４項の規定により緊急禁止命令等の主体となった場合について準用する。この場合において、同条第10項中「第３項、第４項又は第７項」とあるのは「第25条第３項又は第４項」と読み替えるものとする。

（緊急禁止命令等に係る事案関係地が大阪府内にない場合の措置）

第26条　署長は、緊急禁止命令等の申出を受けた場合において、緊急禁止命令等に係る事案関係地が大阪府内にないときは、速やかに生活安全総務課長に通報するものとする。

２　生活安全総務課長は、前項の規定による通報を受けたときは、当該緊急禁止命令等に係る事案関係地を管轄する他府県警察の担当所属長に連絡し、当該他府県警察の緊急禁止命令等の申出先、担当者の氏名等を確認の上、当該緊急禁止命令等の申出を受けた署長に通知するものとする。

３　署長は、前項の規定による通知を受けたときは、当該緊急禁止命令等の申出をした者に対し、他府県警察が緊急禁止命令等の申出を受理する旨を説明し、当該他府県警察の緊急禁止命令等の申出先、担当者の氏名等を教示するものとする。

（緊急禁止命令等の実施）

第27条　署長は、緊急禁止命令等の処分を決定したときは、禁止等命令書を作成するとともに、調査責任者等に警告書等管理簿に必要事項を記載させるものとする。

２　生活安全総務課長は、大阪府警察本部長が緊急禁止命令等の処分を決定したときは、生活安全総務課員のうちから指名する者に警告書等管理簿に必要事項を記載させ、当該緊急禁止命令等に係る事務を処理する署長に禁止等命令書を送付するものとする。

３　署長は、緊急禁止命令等を行うときは、行為者に緊急禁止命令等を行う理由を説明した上、速やかに禁止等命令書を手交して行うものとする。

４　署長は、緊急を要し、禁止等命令書（緊急禁止命令等に係るものに限る。）を交付するいとまがないときは、法第５条11項の規定により口頭で緊急禁止命令等を行うことができる。この場合において、当該緊急禁止命令等の主体が大阪府警察本部長であるときは、生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告の上、行うものとする。

５　署長は、口頭で緊急禁止命令等を行ったときは、できる限り速やかに当該緊急禁止命令等を受けた行為者に禁止等命令書を交付するものとする。

６　署長は、緊急禁止命令等の処分を決定し、又は大阪府警察本部長が緊急禁止命令等の処分を決定した場合において、行為者に禁止等命令書を手交しないで送達する差し迫った必要を認めたときは、補充送達又は差置送達により禁止等命令書を交付するものとする。この場合において、当該緊急禁止命令等の主体が大阪府警察本部長であるときは、生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告の上、交付するものとする。

７　署長は、やむを得ない事情により第３項及び前２項の規定により禁止等命令書を交付することができないときは、配達証明郵便により送達するものとする。この場合において、当該緊急禁止命令等の主体が大阪府警察本部長であるときは、生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告の上、送達するものとする。

８　署長は、行為者が所在不明であり、第３項及び前３項の規定により禁止等命令書を送達することができないときは、当該禁止等命令書を生活安全総務課に送付するとともに、大阪府公安委員会が公示送達の必要性を判断するため、その経過を調査等報告書等により生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。

９　第14条第７項の規定は、禁止等命令書（緊急禁止命令等に係るものに限る。）を手交する場合について準用する。この場合において、同項中「警告書」とあるのは「禁止等命令書」と読み替えるものとする。

（緊急禁止命令等実施後の措置）

第28条　署長は、緊急禁止命令等を行ったときは処理経過簿及び警告書等管理簿に、前条第２項の規定による送付を受けた禁止等命令書を交付し、又は配達証明郵便により送達したときは処理経過簿に調査責任者等に必要事項を記載させるとともに、直ちに生活安全総務課長に電話により連絡の上、警告等実施（交付）結果報告書により生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。

２　署長は、生活安全総務課長から法第５条第14項の規定により送達があったとみなす旨の通知又は公示送達の実施後に禁止等命令書を交付した旨の通知を受けたときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める措置を講ずるものとする。

(１)　緊急禁止命令等の主体が署長である場合　調査責任者等に警告書等管理簿及び処理経過簿に必要事項を記載させるものとする。

(２)　緊急禁止命令等の主体が大阪府警察本部長である場合　調査責任者等に処理経過簿に必要事項を記載させるものとする。

３　署長は、禁止等命令書の交付等（緊急禁止命令等に係るものに限る。第５項において同じ。）を実施し、又は前項の通知を受けたときは、その内容及び日時を速やかに緊急禁止命令等に係る法第３条違反行為の相手方に通知するものとする。この場合において、当該相手方から書面による通知を求められたときは、第37条の規定に準じて書面を交付するものとする。

４　署長は、前項前段の規定により法第３条違反行為の相手方に通知したときは、調査責任者等に処理経過簿に必要事項を記載させるものとする。

５　署長は、禁止等命令書の交付等を実施した場合において、緊急禁止命令等に係る事案関係地が他の警察署の管轄区域内にもあるときは、当該他の警察署の署長に禁止等命令書の交付等を実施したことを通報し、情報の共有を図るものとする。

６　署長は、前条第８項の場合において、その後の調査等により行為者の所在が判明したときは、生活安全総務課長に通報するものとする。

７　生活安全総務課長は、前項による通報を受けたときは、禁止等命令書を前条第８項の規定により送付した署長に送付するものとする。

８　第20条第２項から第６項まで及び第８項の規定は、前項の規定により禁止等命令書の送付を受けた場合について準用する。この場合において、同条第２項中「前項」とあるのは「第28条第７項」と、同条第３項中「第１項に規定する場合」とあるのは「第28条第６項の場合」と、同条第５項中「第１項」とあるのは「第28条第７項」と読み替えるものとする。

（緊急禁止命令等を行わない場合の措置）

第29条　署長は、緊急禁止命令等を行わないことを決定したときは、その旨及びその理由を記載した通知書（規則別記様式第５号）を作成するものとする。

２　生活安全総務課長は、大阪府警察本部長が緊急禁止命令等を行わないことを決定したときは、通知書（規則別記様式第５号）を当該緊急禁止命令等に係る事務を処理する署長に送付するものとする。

３　署長は、第１項の規定により通知書を作成し、又は前項の規定により通知書の送付を受けたときは、当該通知書を当該緊急禁止命令等の申出をした者に交付するものとする。

４　署長は、前項の規定により通知書を交付したときは、生活安全総務課長に通報した上、調査責任者等に処理経過簿に必要事項を記載させるものとする。

第６章　禁止命令等有効期間延長処分

（職権による禁止命令等有効期間延長処分の措置）

第30条　署長は、第38条に規定するストーカー被害者連絡を通じて把握した状況等により、禁止命令等（大阪府警察本部長が行ったものに限る。）又は緊急禁止命令等（大阪府警察本部長及び大阪府内の署長が行ったものに限る。）の有効期間を延長する必要があると認めるときは、調査責任者等に把握した状況についての調査等報告書を作成させた上、その旨を速やかに生活安全総務課長に通報するものとする。

２　署長は、前項に規定する場合において、当該禁止命令等に係る事務を処理したとき又は当該緊急禁止命令等が自らが行ったものであるときは、禁止命令等有効期間延長処分に係る事務を処理するものとする。

３　生活安全総務課長は、前項の場合を除き、第１項の規定による通報を受けたときは、当該禁止命令等に係る事務を処理した署長又は当該緊急禁止命令等を行った署長に禁止命令等有効期間延長処分の必要がある旨を通報するものとする。

４　署長は、前項の規定による通報を受けたときは、当該禁止命令等有効期間延長処分に係る事務を処理するものとする。

５　生活安全総務課長は、第２項又は前項の場合において、当該禁止命令等有効期間延長処分に係る事務を処理する署長を変更する必要があるときは、有効期間を延長する必要がある禁止命令等又は緊急禁止命令等に係る事案関係地を管轄する署長と協議の上、当該禁止命令等有効期間延長処分に係る事務を処理する署長を決定するものとする。

６　署長は、前２項の規定により他の署長が当該禁止命令等有効期間延長処分に係る事務を処理することとなったときは、当該他の署長に調査等報告書その他の関係書類の写しを送付するとともに、当該緊急禁止命令等有効期間延長処分に係る法第３条違反行為の相手方にその旨を通知するものとする。

７　署長は、第２項、第４項又は第５項の規定により禁止命令等有効期間延長処分に係る事務を処理することが決定したときは、調査責任者等に処理経過簿に必要事項を記載させ、事情聴取等の調査を行わせた上、その結果を生活安全総務課長に通報するものとする。この場合において、禁止命令等有効期間延長処分を行う必要があると認めるときは、調査責任者等に総括報告書を作成させた上、当該総括報告書その他の関係書類の写しにより速やかに生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。

（申出による禁止命令等有効期間延長処分の措置）

第31条　署長は、禁止命令等有効期間延長処分の申出を受けた場合において、当該申出が禁止命令等（大阪府警察本部長が行ったものに限る。）又は緊急禁止命令等（大阪府警察本部長及び大阪府内の署長が行ったものに限る。）の有効期間の延長に係るものであるときは、当該禁止命令等有効期間延長処分の申出をした者に禁止命令等有効期間延長処分申出書（規則別記様式第６号）を提出させるとともに、その旨を生活安全総務課長に通報した上、当該申出を受理するものとする。

２　署長は、前項の規定により禁止命令等有効期間延長処分の申出を受理したときは、調査責任者等に処理経過簿及び申出受理簿に必要事項を記載させるものとする。

３　署長は、第１項に規定する場合において、当該禁止命令等に係る事務を処理したとき又は当該緊急禁止命令等が自らが行ったものであるときは、禁止命令等有効期間延長処分に係る事務を処理するものとする。

４　生活安全総務課長は、前項の場合を除き、第１項の規定による通報を受けたときは、当該禁止命令等に係る事務を処理した署長又は当該緊急禁止命令等を行った署長に禁止命令等有効期間延長処分の必要がある旨を通報するものとする。

５　署長は、前項の規定による通報を受けたときは、当該禁止命令等有効期間延長処分に係る事務を処理するものとする。

６　生活安全総務課長は、第３項又は前項の場合において、当該禁止命令等有効期間延長処分に係る事務を処理する署長を変更する必要があるときは、有効期間を延長する禁止命令等に係る事案関係地及び緊急禁止命令等に係る事案関係地を管轄する署長と協議の上、当該禁止命令等有効期間延長処分に係る事務を処理する署長を決定するものとする。

７　署長は、第１項の規定により禁止命令等有効期間延長処分の申出を受理した場合において、他の署長が当該禁止命令等有効期間延長処分に係る事務を処理するときは、当該他の署長に関係資料送付書により禁止命令等有効期間延長処分申出書及びその他の関係書類の写しを送付するとともに、当該禁止命令等有効期間延長処分の申出をした者にその旨を通知するものとする。

８　署長は、前項の規定により禁止命令等有効期間延長処分申出書及びその他の関係書類の写しの送付を受けたときは、調査責任者等に処理経過簿及び申出受理簿に必要事項を記載させるものとする。

９　署長は、第３項、第５項及び第６項の規定により禁止命令等有効期間延長処分に係る事務を処理することと決定したときは、調査責任者等に事情聴取等の調査を行わせた上、その結果を生活安全総務課長に通報するものとする。この場合において、禁止命令等有効期間延長処分を行う必要があると認めるときは、調査責任者等に総括報告書を作成させるものとする。

10　署長は、前項の規定により作成した総括報告書その他の関係書類の写しにより速やかに生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。

（有効期間を延長する禁止命令等又は緊急禁止命令等が他府県警察において行われたものである場合の措置）

第32条　署長は、次に掲げる場合は、速やかに生活安全総務課長に通報するものとする。

(１)　第38条に規定するストーカー被害者連絡を通じて把握した状況等により、他府県警察が行った禁止命令等又は緊急禁止命令等の有効期間を延長する必要があると認めた場合

(２)　前号に規定する場合を除き、他府県警察が行った禁止命令等又は緊急禁止命令等に係る法第３条違反行為の相手方から禁止命令等有効期間延長処分の申出を受けた場合

２　生活安全総務課長は、前項の規定による通報を受けたときは、他府県警察の担当所属長に連絡し、当該他府県警察の禁止命令等有効期間延長処分の申出先、担当者の氏名等を確認の上、前項第１号の規定により当該禁止命令等有効期間延長処分の必要を認めた署長又は同項第２号の規定により当該禁止命令等有効期間延長処分の申出を受けた署長に通知するものとする。

３　署長は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該禁止命令等有効期間延長処分の申出を受けているときは、当該禁止命令等有効期間延長処分の申出をした者に対し、他府県警察が禁止命令等有効期間延長処分の申出を受理する旨を説明し、当該他府県警察の禁止命令等有効期間延長処分の申出先、担当者の氏名等を教示するものとする。

（禁止命令等有効期間延長処分の実施）

第33条　生活安全総務課長は、大阪府警察本部長が禁止命令等有効期間延長処分を決定したときは、生活安全総務課員のうちから指名する者に警告書等管理簿に必要事項を記載させ、当該禁止命令等有効期間延長処分に係る事務を処理する署長に禁止命令等有効期間延長処分書（規則別記様式第９号）を送付するものとする。

２　第20条第２項から第８項までの規定は、大阪府警察本部長が禁止命令等有効期間延長処分を決定した場合について準用する。この場合において、同条第２項中「前項」とあるのは「第33条第１項」と、同項及び同条第３項から第８項までの規定中「禁止等命令書」とあるのは「禁止命令等有効期間延長処分書」と、同条第３項中「第１項に規定する場合」とあるのは「大阪府警察本部長が禁止命令等有効期間延長処分を決定した場合」と、同項及び同条第４項中「禁止命令等」とあるのは「禁止命令等有効期間延長処分」と、同条第５項中「第１項」とあるのは「第33条第１項」と読み替えるものとする。

（禁止命令等有効期間延長処分実施後の措置）

第34条　署長は、禁止命令等有効期間延長処分書の交付又は配達証明郵便による送達（以下「禁止命令等有効期間延長処分書の交付等」という。）を実施したときは、調査責任者等に処理経過簿に必要事項を記載させるとともに、速やかに生活安全総務課長に電話により連絡の上、警告等実施（交付）結果報告書により生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。

２　署長は、生活安全総務課長から法第５条第14項の規定により送達があったとみなす旨の通知又は公示送達の実施後に禁止命令等有効期間延長処分書を交付した旨の通知を受けたときは、調査責任者等に処理経過簿に必要事項を記載させるものとする。

３　署長は、禁止命令等有効期間延長処分書の交付等を実施し、又は前項の通知を受けたときは、その内容及び日時を速やかに禁止命令等有効期間延長処分に係る法第３条違反行為の相手方に通知するものとする。この場合において、当該相手方から書面による通知を求められたときは、第37条の規定に準じて書面を交付するものとする。

４　署長は、前項前段の規定により法第３条違反行為の相手方に通知したときは、調査責任者等に処理経過簿に必要事項を記載させるものとする。

５　署長は、禁止命令等有効期間延長処分書の交付等を実施した場合において、禁止命令等有効期間延長処分に係る事案関係地が他の警察署の管轄区域内にもあるときは、当該他の警察署の署長に禁止命令等有効期間延長処分書を交付したことを通報し、情報の共有を図るものとする。

６　署長は、前条第２項において準用する第20条第７項の規定により報告した場合において、その後の調査等により行為者の所在が判明したときは、生活安全総務課長に通報するものとする。

７　生活安全総務課長は、前項による通報を受けたときは、禁止命令等有効期間延長処分書を前条第２項の規定により読み替えて準用する第20条第７項の規定により送付した署長に送付するものとする。

８　第20条第２項から第６項まで及び第８項の規定は、前項の規定により禁止命令等有効期間延長処分書の送付を受けた場合について準用する。この場合において、同条第２項中「前項」とあるのは「第34条第７項」と、同項から同条第６項まで及び同条第８項中「禁止等命令書」とあるのは「禁止命令等有効期間延長処分書」と、同条第３項中「第１項に規定する場合」とあるのは「第34条第６項の場合」と、同項及び同条第４項中「禁止命令等」とあるのは「禁止命令等有効期間延長処分」と、同条第５項中「第１項」とあるのは「第34条第７項」と読み替えるものとする。

（禁止命令等有効期間延長処分を行わない場合の措置）

第35条　生活安全総務課長は、大阪府警察本部長が禁止命令等有効期間延長処分を行わないことを決定したときは、当該禁止命令等有効期間延長処分に係る事務を処理する署長に通知書（規則別記様式第７号）を送付するものとする。

２　署長は、前項の規定により通知書の送付を受けたときは、当該通知書を当該禁止命令等有効期間延長処分の申出をした者に交付するものとする。

３　署長は、前項の規定により通知書を交付したときは、生活安全総務課長に通報した上、調査責任者等に処理経過簿に必要事項を記載させるものとする。

第７章　援助

（援助）

第36条　署長は、ストーカー行為等の相手方から法第７条第１項の規定により援助を受けたい旨の申出を受け、援助申出書（規則別記様式第10号）を受理したときは、調査責任者等に申出受理簿に必要事項を記載させ、当該申出に係るストーカー行為等について、調査を行わせるものとする。

２　署長は、前項の規定により調査を行わせた結果、援助の必要があると認めるときは、ストーカー行為等の相手方に対して実施すべき援助の内容を決定するものとする。

３　署長は、前項の規定により決定した援助を実施したときは、当該援助の内容を第47条第２項の規定により生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。

（書面の交付）

第37条　署長は、前条第２項の規定により決定した援助の内容が規則第15条第７号に規定する書面（以下この条において単に「書面」という。）の交付である場合において、当該書面が自らが実施した警告及び緊急禁止命令等に係るものであるときは、行政措置実施証明書（別記様式第12号）を作成し、当該援助の申出をした者に交付するものとする。

２　署長は、前条第２項の規定により決定した援助の内容が書面の交付である場合において、当該書面が他の署長が実施した警告又は緊急禁止命令等に係るものであるときは、当該他の署長に通報するものとする。

３　署長は、前項の規定により通報を受けたときは、行政措置実施証明書を作成し、前条第２項の規定により援助の必要があると認めた署長に送付するものとする。

４　署長は、前条第２項の規定により決定した援助の内容が書面の交付である場合において、当該書面が大阪府警察本部長が実施した警告、禁止命令等、緊急禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分に係るものであるときは、生活安全総務課長に通報するものとする。

５　生活安全総務課長は、前項の規定による通報を受けたときは、行政措置実施証明書を作成し、前条第２項の規定により援助の必要があると認めた署長に送付するものとする。

６　署長は、第３項又は前項の規定による送付を受けたときは、当該援助の申出をした者に当該行政措置実施証明書を交付するものとする。

７　第１項、第３項又は第５項の規定により行政措置実施証明書を作成する場合は、特に必要があるときを除き、警告、禁止命令等、緊急禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分を受けた者の氏名等その者を特定する事項を記載しないものとする。

第８章　ストーカー被害者連絡

（ストーカー被害者連絡の実施）

第38条　署長は、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等が行われていないかどうか及び警告、禁止命令等又は緊急禁止命令等の内容が遵守されているかどうかを把握するため、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の相手方との緊密な連絡（以下「ストーカー被害者連絡」という。）を行うものとする。

（ストーカー被害者連絡の打切り）

第39条　署長は、ストーカー被害者連絡の結果、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の相手方からストーカー被害者連絡の打切りの申出を受理した場合において、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等が行われておらず、反復のおそれが認められないときは、ストーカー被害者連絡を打ち切ることができる。

２　署長は、前項の場合を除くほか、ストーカー被害者連絡を行う必要がないと認めるときは、生活安全総務課長と協議してストーカー被害者連絡を打ち切ることができる。

３　署長は、前２項の規定によりストーカー被害者連絡を打ち切ったときは、調査責任者等に処理経過簿及び管理簿に必要事項を記載させるとともに、第47条第２項の規定により生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。

（その他の措置）

第40条　署長は、規則第15条各号に規定する援助及びストーカー被害者連絡に加え、具体的な事案に応じて、防犯指導、パトロールの強化等つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の相手方保護のために必要な措置を講ずるものとする。

第９章　雑則

（関係機関との連携）

第41条　つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の相手方の保護に当たっては、大阪府女性相談センター等関係機関と連携を図るものとする。

（資料の提出があった場合の措置）

第42条　署長は、法第13条の規定により資料の提出を求めた場合において、行為者その他の関係者から資料の提出を受けたときは、提出物件目録（別記様式第13号）を作成するとともに、その写しを提出者に交付するものとする。

２　署長は、提出を受けた物件の還付を行うときは、提出物件還付請書（別記様式第14号）と引換えに行うものとする。

３　署長は、第１項の規定により資料を提出した者が当該資料の所有権の放棄を申し立てたときは、所有権放棄書（別記様式第15号）の提出を求めるものとする。

（警告等実施後の申出をした者等が住所を移転した場合の措置）

第43条　署長は、警告の申出をした者、禁止命令等に係る法第３条違反行為の相手方、緊急禁止命令等に係る法第３条違反行為の相手方又は禁止命令等有効期間延長処分に係る法第３条違反行為の相手方（以下この条において「申出人等」という。）が大阪府内の他の警察署の管轄区域内に住所を移転したことを認知したときは、調査責任者等に処理経過簿及び管理簿に必要事項を記載させるとともに、速やかに生活安全総務課長に電話により連絡の上、警告、禁止命令等、緊急禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分に係る関係書類（以下この条において「申出関係書類」という。）の写しを移転先の住所の所在地を管轄する署長に送付するものとする。

２　署長は、申出人等が他府県警察の管轄区域内に住所等を移転したことを認知したときは、速やかに生活安全総務課長に電話により連絡の上、生活安全総務課長を経由して当該移転先の所在地を管轄する他府県警察の担当所属長に申出関係書類の写しを送付するものとする。

３　署長は、行為者が他府県警察の管轄区域内に住所等を移転したことを認知したときは、生活安全総務課長を経由して、当該他府県警察の担当所属長に行為者の住所等の移転の情報を通報するものとする。

（見分）

第44条　署長は、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の行われた現場その他の場所、物件等について見分する必要があると認めるときは、正当な権原を有する者の承諾を得た上で現場等の見分を行い、現場等見分記録書（別記様式第16号）を作成するものとする。

２　見分を行うに当たり、写真を撮影したときは、現場等見分記録書補助用紙（別記様式第17号）に当該写真を貼付し、現場等見分記録書に添付するものとする。

（大阪府警察行政文書管理規程の適用除外）

第45条　大阪府警察行政文書管理規程（平成13年大阪府警察本部訓令第23号）第22条及び第23条の規定は、警告書、禁止等命令書及び禁止命令等有効期間延長処分書について適用しない。

（留意事項）

第46条　署長は、警告、禁止命令等、緊急禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分等の事務を行うに当たっては、行為者その他の関係者の特定に誤りのないよう留意しなければならない。

（報告）

第47条　署長は、行為者を検挙したとき（法以外の刑罰法令を適用して検挙したときを含む。）は、調査責任者等に処理経過簿に必要事項を記載させるとともに、次項の規定により生活安全部長（生活安全総務課）宛てに報告するものとする。

２　署長は、第８条第１項、第３項及び第４項、第９条第３項、第36条第３項、第39条第３項並びに前項の規定による報告は、別に定める方法により大阪府警察本部に設置する電子計算機に必要な事項を登録することにより行うほか、必要に応じて関係書類を送付することにより行うものとする。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成29年７月14日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令施行の際現にこの訓令による改正前のストーカー行為等の規制等に関する事務取扱規程の規定により作成した様式については、この訓令により作成したものとみなす。

（大阪府警察広聴相談取扱規程の一部改正）

３　大阪府警察広聴相談取扱規程（平成13年大阪府警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則（平成30年９月21日本部訓令第22号）

この訓令は、平成30年９月26日から施行する。

附　則（令和２年３月27日本部訓令第５号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年12月25日本部訓令第29号）

この訓令は、令和３年１月１日から施行する。

附　則（令和４年３月30日本部訓令第15号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。